

盛岡広域振興局長告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年8月13日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312105018	誠心会ホームヘルパーステーション	岩手郡葛巻町葛巻第7地割104番地2	令和6年9月28日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312105018	誠心会ホームヘルパーステーション	岩手郡葛巻町葛巻第7地割104番地2	令和6年9月28日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312105018	誠心会ホームヘルパーステーション	岩手郡葛巻町葛巻第7地割104番地2	令和6年9月28日